



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Dominique Barthélemy, La chevalerie. De la Germanie antique à la France du XII ^e siècle, Paris 2007, 522pp
Author(s)	木下, 憲治
Citation	西洋史論集, 11, 126-146
Issue Date	2008-07-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37483
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_126-146.pdf



Dominique Barthélémy, *La chevalerie. De la Germanie antique à la France du XII^e siècle*, Paris 2007, 522pp.

木下 憲治

西欧中世史研究に二〇世紀中葉以来人物史的研究が導入されてから、カロリング期の有力者と封建時代の貴族は、少なくとも血縁的には連続性があると考えられ、古典学説的な両者の全面的断絶論は否定されるに至った⁽¹⁾。しかし、両者の間には親族構造、相続慣行、所領構造等で相違があることは確かである⁽²⁾。そして、封建時代の貴族は騎士の成立に関与したという点でも、カロリング期の有力者とは異なる性格を有すると言える。しかし、騎士を理解する観点(身分、階級、職業、生活形態、イデオロギー等)次第では、この理解も変わりうる。実際、若干の研究者は、九世紀に「騎士」(あるいは「騎士道」)が生じたと考えている⁽³⁾。その上、騎士の起源を後期古代にまで遡及させる異説もある⁽⁴⁾。本稿の筆者も、カロリング期の俗人有力者(「貴族」)の理想像とエートスが、古典的意味での「騎士」のそれらと相当程度一致していることを確認したことがある⁽⁵⁾。

以下で紹介するD・バルテルミ氏(以下「著者」)⁽⁶⁾の所説は、騎士の根源を古ゲルマニアに求めるという点では、騎士がカロリング期以前に成立したとする説に分類されうる。しかし、著者は、ある集団

ではなく、特殊な社交性(sociabilité)に注目しており、その方法論と全体像は独創的である。我が国では騎士の成立について、G・デュビイとJ・フロリの研究が規定力を有しているので、若干の訳書を除いて、他の学説が十分に消化されてこなかった。それゆえ、著者の近著『騎士—古ゲルマニアから一二世紀フランスまで—』を紹介することは無益ではないだろう。

*

一般に「騎士」は、一二世紀フランスで成立したと理解されている。一一四〇年頃の年代記は、教会・弱者の保護者としての騎士、騎馬試合(jounoi)、貴婦人奉仕、宮廷の雅を伝える。騎士物語作者は、初期中世の凄惨な戦争とは対照的な騎士の戦闘とキリスト教的な騎士叙任式を描いている。それゆえ一九世紀以来、騎士の成立が、ゲルマン的、野蛮、封建的な諸慣習を文明化したという。しかし、著者は、こうした理解に反論する。なぜなら騎士と封建制は不可分である。聖戦と化した国王・諸侯の戦争で、騎士が敵に憐憫を示し、功名を争うのは軍律違反にすぎない。また一二世紀の騎士が、典雅で公正無私であつたわけでもない。確かに、著者は、貴族の戦争において、暴力が抑制されているのを認める。しかし、それは文明の進歩によるのではなく、一種の階級意識(conscience de classe)に基づいている。この階級意識は、西暦千年頃に生じるのではない。戦争における騎馬戦士の優位と暴力の抑制は、遙かに遡る。古ゲルマニア以来、戦争において暴力が抑制されている。確かに、一一〇〇年頃の変化はある。しかし、これは新たな階級の成立ではなく、古い階級の危機なのである。

本書の構成は、次の通りである。

序文

第一章 蛮族の戦争

第二章 カロリング期のエリート意識

第三章 封臣、領主、聖人

第四章 ノルマンディ公の周辺で（一〇三五—一三五年）

第五章 よりキリスト教的な騎士へ？

第六章 宮廷と騎馬試合の時代

第七章 一二世紀の虚構

結論

第一章 蛮族の戦争

中世ヨーロッパの人々は、人種的ではなく、社会的には、西ローマ帝国の遺領に定着したゲルマン人が起源であった。ゲルマン人が彼らの戦争観と習慣をそこへ移入し、それが騎士道につながった。タキトウスは、ゲルマニアにおける騎士叙任類似の儀礼、気前の良さと武勇の賞賛、主君への献身を伝えている。しかし、その後トゥールのグレゴリウスもF・ギゾーも、メロヴィング期の戦士に、何ら徳を認めない。（勇気も誠実もなく、残忍粗暴で裏切者）著者は、こうした見解を正そうとする。

紀元前八世紀のガリア人には、貴族的戦士 (guerrier noble) の存在

を確認できる。部族割拠状態のガリア人とゲルマン人は、常に戦時体制にあった。タキトウスもカエサルも、両民族の正義と戦士の徳を賞賛する。著者は、こうした常時戦時体制にあって正義と戦士の徳を身につけた（人種的ではなく）社会的状態を「ゲルマン性」(germanité)と呼んでいる。両民族は、社会経済状態、武器の重要性、単純直情の氣質、協議による將軍の選出の点で類似している。首長は戦士に従軍を命ずるのではなく、説得・要請している。貴族的戦士は、庶民を保護・支配する。ゲルマン人はガリア人以上に、高潔、尚武、勇敢であった。それゆえ、著者は古ゲルマニアに「騎士」の根源があるのだという。

貴族的戦士は厳しい教育を受け、女性から遠ざけられ、家事・労働を行わない。彼らは、武器を受けとって社会生活に加わるが、平時は怠惰で酒癖が悪い。戦場の危険性と規律と俸給が、ローマ軍を団結させるのに対して、命令が、ゲルマンの貴族的戦士を活躍させるのではない。戦場近くの家族、宗教的偶像、家族が捕えられる懸念が、彼らの戦意を高めた。そして、公の「軍勢」(ost)であれ従士団であれ、名誉・不名誉の原理だけが彼らの武勇を刺激する。もともと名誉に対しては、武器、馬、糧食の気前の良い提供が求められた。

ゲルマン社会では、貴族的戦士が、政治生活全般を掌握していた。著者は、再三「自由」(liberté)が戦士エリート(élite guerrière)の特徴であることを強調する。民会の出席義務はなく、戦士エリートは無規律であり、それゆえ首長の間に競争と不和が起き、時には死者を出すこともある。こうした敵対関係は、相続すらされる（「復讐社会」）。

それゆえ、一九世紀以来ゲルマン社会は、暴力的であると見なされてきた。しかし、タキトウスは、紛争解決の仕組み（贖罪金、酒宴中の和解、客の歓待、贈答による友好関係創出）¹⁰にも注目している。戦士エリートは、同じエリートに過剰な武力行使をする必要はなかった。

また、將軍の地位も、エリート戦士の意向に基づいていた。將軍は、エリートの戦士の信望を集め、不断に武勇を誇示することによってのみその地位を維持することができた。

以上のような「ゲルマン性」は、ガロ・ローマ人にも受容されていた。その背景には、二五七年にフランク人とアレマン人がガリアに殺到し、諸都市が要塞化を始め、ガロ・ローマ社会が田園志向になったことがあった。著者は、ゲルマンの戦士エリートがローマ社会へ順応していった理由を、アフリカの諸王国についての文化人類学的知見——軍事貴族階層（une aristocratie en armes）においては、人種・民族よりも、道徳的・物理的名声が重要——に求めている。例えば四世紀アレマン人の主力部隊は、歩兵であり、ローマの騎兵には無力であった。獐猛さを誇示したアレマンの首長クノドメールは、ユリアヌスの軍に敗北すると、恭順を示した。ユリアヌスの軍自体も、ガロ・ローマ人を主力として、彼自身が陣頭指揮しており、旧来の秩序ある軍隊から変質している。蛮族による彼の皇帝擁立（三六一年）は、蛮族が彼の公平さと力量に信服していたからであった。また、彼の戦争は、総じて総力戦ではなく、局地的占領と略奪、威嚇と協定による同盟締結であった。彼の軍は、部隊編制された有給の軍であったが、「徳」、貪欲、自由（liberté）を伴うゲルマン人の精神が浸透していたので、

略奪と放逸な戦闘を避けられなかった。結局、後期古代ガリアの戦争は、蛮族に貢納・服従を確約させ、同盟を締結することが目的であり、それゆえ、敵の殲滅ではなく、捕虜と人質の確保が重要であった。同盟や人質・捕虜は、ガリアにゲルマン人と「ゲルマン性」を一層浸透させていった。

「部族」の形成後も、諸部族はタキトウス時代同様に激戦をしない。カタラウヌムの戦い（四五一年）においてさえ、ローマ・ゲルマン連合軍は、アッティラを見逃してやった。しかし、蛮族は武勇の誇示を忘れない。サリー・フランク人の「スペクタクル」な軍事演習とエリート戦士の練武（四四八年）、獐猛で悪党面のフランク人がリヨンに入市する（四七〇年）様子が伝わっている。クローヴィスのメロヴィング王権は、「強化されたゲルマン的」王権であり、彼は、説得によってエリート戦士を戦争に誘い、カトリックに改宗させた。クローヴィスの戦争にも、戦場における社会規範（code）が伏在している。それは略奪から段階的に戦争を拡大し、正面衝突、一斉攻撃に至るが、戦士の損耗を防ぐために突然攻撃を中止し、同盟、婚姻を締結した。激戦から、突然の平和。こうした戦争の仕方を著者は、「騎士的」な征服であるという¹¹。後期古代は、領主貴族（noblesse seigneuriale）による農民支配、都市と国家の衰退の点で、貴族階層の「自由」（liberté）の世界であり、前騎士的傾向の存在は必然であった。

カトリック改宗後においても、メロヴィング諸王とレウーデスの残忍粗暴と貴族間の血讐は希ではなかった。このことは奇妙であるが、彼らが帰依したのは、新訳聖書のキリスト教ではなく、「聖地と聖遺

物のキリスト教」であった。彼らはユダヤ人と詩篇の戦争を口実に、戦争を正当化し、聖遺物が幸運を守ってくれると信じていた。しかし、衝動と野蛮さが、彼らを復讐に駆り立てるのではない。当事者双方の社会的地位、親族の支援と贖罪の有無、社会的圧力が復讐の実行を決定するので、安易な復讐の連鎖は生じない。キリスト教徒間の殺人の禁止という倫理は、まだ概して顧みられていない。しかし、復讐においても、間接的復讐（敵の農民に対する略奪）や貴族（noble）を容赦する場合が生じてきている。

貴族相互の復讐以上に、フランク諸王の内戦では、より暴力が抑制され、戦士の死が避けられている。トゥールのグレゴリウスの訴え（暴力は異教徒に向けるべき）が、彼らの行動の背後にある。一般にメロヴィング期の戦争は、敵の殲滅をしない。それどころかシギベルト王は、内戦で甥テオデベルトを捕らえたとき、誓約と引き替えに贈り物を与え彼を解放した（「クルトワジーと騎士的態度」¹²）。内戦では、軍が動員されても、実際に対峙すると、和解、裏取引、敵領における略奪、小競合に終始することが多い。交戦ではなく、敵の農民に対する季節的な略奪も、戦争の基本的行為になりつつあった。

ゲルマン人の民会における首長と戦士エリートの相互作用は、グントラム王によるキルデベルト二世への槍の授与（五八五年）においても持続している。前者は集会において、後者に槍を授与し、成人を宣言し、参集者に対して彼に対する子供扱いと反乱を諫止した。この儀礼は、二人の関係を強化し、キルデベルト二世を成人の戦士にすることが目的であった。ダゴベルト王以降のメロヴィング諸王が宮宰の後

見下にあり続けたことを考えれば、この儀礼の効果はあった。もっとも、古ゲルマンからの連続だけではなく、武器の剥奪やフランク人貴族間の決闘という新しい「ゲルマン性」も発展してはいる。

第二章 カロリング期のエリート意識

カロリング期には、「古典的騎士」の兆候——武器や馬具の発達、エリート向けの道徳、フェーデとキリスト教徒間の殺人を禁ずる勅令——があった。しかし、カロリング期は貴族の個人主義に打撃を与え、内戦を抑止し、貴族的戦士に服従を求めたので、「騎士」の発展には抑制的な時代であった。また、著者は、西暦千年頃の *militia / miles* という語の普及が、騎士の起源であることを否定する。著者は内乱の六世紀に、新しい世界の始まりを見ている。なぜなら、フランク王国には制度（宮廷、王国集会、軍）、国王以下有力者の相互作用、フランク王国の絆としての「キリスト教的規律」が現れ、人口と経済の成長が生じているからである。

六世紀中葉のフランクシアでは、森林が回復し、七世紀に耕法の変化と燕麦（馬用飼料）の生産が始まり、騎兵が発展し始めた。重装騎兵の発達は、鎧の発明やトゥール・ポワティエ間の戦いだけが原因ではないが、八世紀以降騎兵が重要になった証拠は多々ある。騎兵の数は、八百年に十字軍に匹敵する騎兵三千五百、歩兵一万の比率になる。¹³ 重装騎兵の発達は、武器、特に兜と鎧の発達と関係があった。史料は全身を覆う鎧の製作をも示唆している。防具の発達は、戦死を例外的に

していった。また、騎兵の武器は、有力封臣の象徴となった。

しかし、騎馬封臣の名声が高騰したとしても、彼らはゲルマンの戦士とは異なり、行動を封主によって制約されている。「封臣」(vassus)には、「武勇の士」という意味と「某の臣下」という意味があった。その上封臣の主人に対する背信は、重罪である。著者は、この点で騎士と封臣の関係は、複雑で矛盾すらしているという。すなわち、タキトゥス時代の戦士も封臣も、主君に献身する。しかし、カロリング期には、垂直的人間関係がより重視されるようになった。「このことすべては、とりわけ『騎士的な』自由意志を制限する」¹⁵。要するに封臣とは、封主に対する服従を意味していた。

カロリング王権は、キリスト教徒間の殺人、私戦と復讐の禁止を試みた。史料は、カール大帝の臣下の武勇も騎士的な徳についても述べていない。これには、彼の戦術が関係している。彼の戦争は、夏季に敵領を略奪し、都市・城塞を包囲し、敵の内通・逃亡・交渉によって無血開城し、敵に貢納と服従を要求し、敵をフランク王国に漸次同化させるというものである。カール大帝の戦争は、固有の用語が残っていないが、「騎士的な」戦争であつたいえる。

著者は、聖職者エルモルドのルイ敬虔帝を称賛する詩から、カロリング期のエリート戦士が好戦的ではなかったことを指摘している。第一に、フランク人とサラセン人の戦いにおいても、必要以上の犠牲者を出さないような戦いをしている。第二に、フランク人の間の法的決闘においても、被告が殺されたり、敗者の社会的地位が低下しないように配慮している(「社会的没落が、上昇よりもあまり多くない帝

国」¹⁷。全体として、エルモルドの詩からはフランク人の獐猛さが消滅しているようにさえ見える。

カール大帝もルイ敬虔帝も、フランク人の慣習を尊重し、質素なフランク風の服装と装備を好んだ。その点で、彼らは模範的な「騎士」であり、同じエリートの社会的・道徳的規範に従わねばならなかった。剣は、国王と有力者(brand)の社会的権力の共通の象徴でもあった。有力者と国王の相互作用が、カロリング帝国を支配しており、教会と貴族がカールの立法の実現を図った。ルイ敬虔帝は、弱者守護等の国王職務と国王の名声・光輝を聖俗有力者と共有することを布告した(八二五〜二七年の勅令)。彼の治世において、教会理論家の「二つの軍」(militia, milice)理論が発展する。これは、俗人有力者と聖職者を王国を支える二つの軍(世俗軍と教会軍)として理解するものである。この理論は、七世紀ビザンツとの関連はあるが、九世紀におけるローマの知的遺産の再利用である。この理論の背後には聖職者の不安があった。なぜなら、この理論では、「軍」という名称とは対極的に、聖職者は祈祷によって敵や悪魔と戦うにすぎない。聖職者は、騎士の嘲笑を気にしている。聖職者は、収入と特権を求めて、自らも「軍」であると主張した。ローマ的な「二つの軍」理論は、騎士と関係がなく、騎士の起源はローマにはない。

八四二年には、フランク世界最大の内戦であつたフオントノワの戦いが行われ、一般には、この戦いの凄惨さが強調されている。しかし、史料における一面的なプロパガンダを枠外に置けば、この戦いもまた必ずしも流血を伴う大惨事というわけではなかった。なぜなら、開戦

直前まで和平交渉が続けられた。そして、開戦後は、逃亡者と中立者が続出した。さらに、戦況の大勢が確定したあと、勝利した側は、敗北した側を追撃・殲滅せず、敵の戦死傷者を礼遇した。戦勝者のこの態度は、キリスト教に由来するのではなく、古ゲルマン以来の戦争の社会規範を受け継いでいるのである。

史料は、侵寇するノルマン人に対するフランクのエリートの無力さを伝えるが、ここでも「ゲルマン的戦争」が関わっている。すなわち、ノルマン人とフランク人は九世紀初頭以降急速に関係を深めている。¹⁹⁾ 敬虔帝の子息らの内戦以降、カロリング諸王は内訌にノルマン人を介入させた。有力者は、ノルマン人に抵抗するよりも、要塞建設や金銭の支払いを選んだ。また、シャルル禿頭王は八五九年に、ロワール川中流域でノルマン人に抵抗した農民を武装解除させた。カロリング期のエリートは、農奴に自由行動を認めるよりも、敵エリートと交際することを好んだ。

ノルマン人の侵入は、伯の自立性を高めた。そのうえウードの西フランク王即位（八八八年）は、中央権力を回復させるどころか、カロリング家のシャルル（後の単純王）支持者とウード支持者の間の闘争を起こした（「封建的戦争の始まり」）。ランス大司教フルクやロレーヌの有力者が、禿頭王の嫡孫・シャルルを支持する。しかし、武名高いウードに対して、彼らは無策であった。カール大帝の後胤・フランドル伯ボードワンは、シャルルの支持とウードに対する敵対を宣言した（八九二年）。しかし、東フランク王アルヌルフが、両者の調停を図った。交渉は妥結しないが、彼らは無血解散した。ウード支持者

のロレーヌ王ツヴェンティボルトは、ボードワンの城の攻撃準備にかかる。しかし、「彼は、戦闘による占領を望まなかった。というのは、彼はキリスト教徒を憐れんだからだ。ボードワンの臣下らは、彼に抵抗するのを望まず、平和を望み、その王に人質を出し、彼らの主人に下知を求めに退去した」。²⁰⁾ ツヴェンティボルトは、戻ってきたボードワンの臣下に、城を返し、集会の日を決めた。著者は、論争、敵の農民に対する季節的略奪、短期間の包囲、赦し、和解を特徴とする抑制された戦争を「封建的戦争」と呼んでいる。これは、ゲルマン・メロヴィング期のエリートの戦争の延長上にあるが、馬による逃亡、キリスト教徒間の殺人の禁止、防具の発達、城への逃亡によって、メロヴィング期よりも一層抑制された戦争なのである。

第三章 臣下、領主、聖人

著者は、西暦千年の断絶を否定する論者である。確かに、西暦千年頃の著作家は、八八八年からあらゆる不和がはじまるという。この点は確かに正しい。しかし、カロリング期以来の、親族、階級（*orders*）、キリスト教の役割を否定し、カロリング期の遺産を閑却する図式化は誤りである。歴史家は、同時代の史料と平和のための努力を無視して、武勲詩の影響を受けている。近年の研究者は、西暦千年を「第三のカロリング・ルネサンス」（P・リシエ）と称してさえている。修道院と領主の関係が深まり、領主に対する修道士の評価は両義的である（「厄介な隣人」かつ「正当な権力」）。本章では西暦千年頃は、「秩序

化された「アナキー」の時代であることが述べられる。

西フランク王国のエリートは、八七七〜八八八年を経ても、その価値観を変えていない。ノルマン人は受け入れられ、早期にフランク人に同化した。西フランク王国の諸侯と王権の間には、封建関係があり、領域諸侯領は、王権主導で設置されたものである。封建的裁判と封建的戦争は、カロリング期のものと大差がない。少なくともメロヴィング期と比べれば、より多くの暴力抑制の社会規範があった。復讐にも社会的制御があり、捕縛された貴族は殺されず、「エレガントな」圧力がかけられる。また、封主と封臣は、対立や上下関係だけでなく、同格性と相互性をも意味する。臣従礼とは、単なる個人的契約ではなく、連帯感と相互の援助義務を創設するものであった。確かに、この時代の封臣は、騎士の名声ではなく、土地と城のために戦った。しかし、封臣が主君に反抗する場合には、主君への愛と誠実を述べた上で、主君自身やその重要拠点ではなく、彼の臣下や農民を攻撃した。主君にも封の処分権がなく、封臣の相続権を認めるだけである。それゆえ、封建関係は相続され、そして、封臣間の紛争は主君に調停の機会を与えるので、封建的紐帯は想像以上に強かった。それゆえ、危険なのは封臣ではなく、近隣諸侯であった。諸侯との紛争でも、城の包囲と内応・交渉が普通であり、戦闘は回避された。結局「封建的秩序」は、田園と都市の成長を妨げず、封建的エリートの地位を彼らの社会規範によって維持することになる。

城主の時代の戦士エリートは、好戦的であったわけでもない。プロワ伯家の祖インゴンが、戦功によって「中間層」から城主に昇進した

という成上がり伝説は、一九世紀史学の誤りでしかない。ノルマンディーのギョーム長剣公が、主君のために死んだというのも事実ではない。西フランク王ロテールと皇帝オットー二世の争いでも、両者は都市の包囲のみで和解している。伯や国王封臣も、戦いにおいて、武力衝突よりは、敵の妻子の誘拐や敵將の買収を選択している。城主の時代の封臣は、英雄的行爲を求められていなかった。暴力よりは、奸策、機略、詐欺が横行していた。

クリュニー修道院長オドは、オーリヤックのグラール（八八八〜九〇九年）を雛形として騎士の理想像を提示するために彼の聖人伝を書いたと言われている。しかし、著者は、オドは彼の人物像を捏造したのではなく、グラールが封建領主の典型であった可能性、そして、オドが、グラールが実践していた戦争の社会規範を奇蹟として演出した可能性を指摘する。グラールは、国王封臣で、文武の教育を受け、生涯俗人で独身であった。彼は、農民から略奪をせず、侵入者との交渉と説教によって紛争を解決した。また、彼は、自らの手勢にも積極的な攻撃を禁じた。彼は、逃亡や交渉を繰返し、臆病に見えた。無論彼は、領主として政治的策謀や開戦の決断もしている。しかし、彼が所領を修道院建立のために生前贈与したことは、聖人伝作者には決定的であった。オドは、俗人グラールを聖人に仕立て上げた。すなわち、生前贈与された彼の所領は、この時から聖性を帯びる。彼は、騎士としての名誉ではなく、教会のために戦う。彼の生前から奇蹟が——略奪者は、自発的に略奪品を返し、略奪を計画する者は、自分の剣で負傷する——が起こる。彼は、死後もこの地を見守っている。食事を所

望してオーリヤックの修道院を訪れた「暴君」イサルン・タテイル (Isan Tail) は、要求を断られると、修道士を威嚇して封臣共々引き返した。彼らは、帰途でこの修道院の豚を略奪し、抵抗した豚番の目を刎切した。豚番が、聖ゲラールの加護を祈ると、彼らは片眼を刎切するに止めた。著者は、この奇蹟の中に現実を見ている。つまり、「暴君」は、修道院に間接的復讐をするにとどめ、「暴君」の封臣は、片眼だけで容赦したのではないかと。オドは、騎士の実際の行動を素材に聖人伝を書いたのである。

一九世紀の学説によれば、神の平和運動が、ゲラールを範として聖遺物にかけて騎士に初めて平和を誓約させたのだという。しかし著者は、この運動前後における騎士の行動の変化を否定している（もつとも、その運動の効果の乏しさについては周知の通りである）。カロリング期の教会会議と九八九年ポトウーに始まる一連の教会会議との相違は、後者が、封建的戦争における間接的復讐の禁止を重視し（九八九年ポトウー）、貴族階級 (class noble) を名指したことにあった（九八九年シャルー）。しかし、これらの教会会議は、直接的復讐を禁止せず、違反者の即時破門も命じなかった。またアキテーヌの騎士の誓約（一〇二一年）のような、諸侯主導の誓約は、各自の自由地・知行と国王・諸侯・伯の戦争を適用除外とした。それどころか、こうした誓約は、平和違反者に対する戦争を誘引した。結局神の平和運動は、封建的戦争を抑制できなかった。むしろ、ブルジュ大司教エモンが提唱したような神の平和運動（一〇三〇年）⁽²¹⁾ は、戦争を誘引したのである。

封建的戦争は、季節ごとに農民を略奪したが、それは、貴族階級と農民の生命と再生産、国家の富を見逃してきたので、農村と都市の成長が可能になった。他方で、神の平和運動の内には、都市を基盤とし、騎士を用いない戦争の予兆が現れつつあった。⁽²²⁾

第四章 ノルマンディ公の周辺で

（一〇三五―一三五年）

戦争の抑制を促したのは、神の平和運動ではなく、ノルマンディ公らの諸侯であった。諸侯は、戦争の大義を失わずに戦闘を抑制し、自身の道德的、政治的、法的な他の貴族に対する優越性を強化するために、古典的意味での騎士的慣行を發展させた。著者は史料が潤沢なノルマンディに注目する。

古典学説によれば、騎士叙任が、世襲的貴族身分を成立させ、小身の騎兵や非自由人も、騎士叙任を経て貴族に昇進できた。しかし、著者は、小封臣の貴族への昇格例は中世にはないという。確かに、騎兵勤務が家人を社会的に上昇させることはある。しかし、その場合には莊嚴な騎士叙任式は行われない。著者によれば、一一世紀以降騎士叙任式 (adoubement) とは貴族の相続人の成人式であり、タキトゥスのな剣の授与の延長線上に位置づけられ、諸侯・領主が、宮廷で封臣に武器を授与し、彼を封建貴族に統合する儀礼である。ただし、この発展には、諸侯の戦略の一環として、諸侯が貴族の相続人に所領安堵してやり、自身への恩義を強要する目的が介在している。⁽²³⁾ それゆえ、こ

の時期の武器授与に騎士叙任は、連帶性よりも垂直的な緊張感が増大し始めている。

このように一一世紀の騎士叙任は、從騎士を封建貴族へ統合すること、そして、諸侯の恩義を強要することを目的としていた。したがって、騎士叙任は戦功に依じて行われるのではなく、宮廷教育の最終段階で行われた。また「バイユーのタピスリー」に描かれている、ギョームによるハロルドの臣従礼（一〇六四年）も、一種の騎士叙任と見なすことができる。なぜなら、この儀礼では、ハロルドの成人は関係なく、しかも、通常手によって行われる臣従礼が、誠実宣誓と首支ちに類似した挙措によって行われているからである。騎士叙任をしてくれた人に対する反乱は、より重罪であると考えられていた。それゆえ、ギョームは、ハロルドの臣従礼に騎士叙任の意味を付与することによって、彼をより強く自らに服従させようとしたのであった。

このように騎士叙任式の発展は、諸侯権力の強化を反映している。しかし、ギョーム以降のノルマンディの君主の騎士に対する言動からは、諸侯権力の強化は、必ずしも騎士の発展を促したわけではないことがわかる。ギョームは、反乱者ギイを公敵と宣言したが（一〇四七年）、追放するに止めた。彼は、おじギョーム・ダルクの反乱を不名誉刑と引き替えに許している。しかし、ギョームは、一〇六六年以降捕虜の解放をしなくなり、追放される領主や聖職者が増加する。彼の後継者ロベールは、捕虜となった貴族の所領の回復に取り組み、祝宴に浪費したので、封臣の力が強くなった。次のアンリ王は、ロベールを「暴君」として排除したが、むしろ彼の方が反乱騎士を酷刑に処し

ている。そして、彼の時代から騎士叙任式が、一種のまやかしとなった。すなわち、貴族の相続財産をできるだけ長く手元にとどめ、収入を得てから、後見から解放して恩義を強要し、反乱すれば厳罰に処すのである。諸侯的統治は騎士の発展にとっては両義的なのである。

「古典的騎士」の発明に寄与したのはギョーム・ド・ポワティエによるノルマンディ公についての歴史書であった。フランク時代には、個人の武勇はあまり重視されなかったが、この歴史書は、個人の武勇と名譽を強調している。例えば、それは、農民からの略奪を「敵のすべての富を荒らす」と表現しており、公ギョームの個人的武勇を殊更に取り上げる。さらに、それは騎士の「フェアプレイ」をも強調している。例えば、アンジュー伯ジョフロワ・マルテルは、公ギョームに戦争で用いる馬、盾、装備について事前通告している。公ギョームもまた、ジョフロワに、彼の領内に築城すると四十日前に通告している。実際には、これは封建的慣習（この間に交渉が行われる）にすぎないのだが、ギョーム・ド・ポワティエは、彼らの態度を「騎士的」(chevaleresque)であると解釈している。彼は、以前騎士であり、戦争を美しく見せようとした。結局封建的戦争という下地に「古典的騎士」の要素が上塗りされているだけである。諸侯の戦争は、大量動員を可能にし、そこには家柄と武芸において最高の人々が参集した。それゆえ、ここで模擬戦や紋章が発達した。ギョームの子息らの時代に、宮廷風礼節も発達しはじめ、ノルマンディの内戦とノルマンディとフランス王の戦いにおいて、「優美な」戦争を見ることができるようになる。

ギョーム征服王の三人の子息の相続争いの間に、宮廷風礼節が発展

し始めた。長男ロベール短靴公は、ノルマンディを、弟ギョーム赤毛王（ウィリアム二世）はイングランドを、末弟アンリは現金を相続した。遍歴経験があるロベールは、祝宴好みの浪費家で、十字軍に遠征し、ノルマンディ支配を弛緩させた。近隣諸侯に恐れられた赤毛王は、女性的柔和さを嫌い、騎士を好んだ。彼は、短靴公が十字軍で不在中にノルマンディ支配を引き受けた。このときアンジュー伯フルク・ル・レシヤンの短靴、長髪、長袖のような女性的な服装が、赤毛王の宮廷で普及し始めた。ただしこの時代の貴族夫人の地位は高くなく、夫の不在中の不義、闘争、武装、手練手管が際だっており優美ではなかった。この時代の戦争は、時に死者を出すとしても、熾烈さを伴わず、長期持続的で、祝宴すら行われ、捕虜は名誉ある待遇をされた。戦争に、文字通りの装飾が導入され始めているが、騎士は、略奪と下層階級の苦しみには無頓着であった。

赤毛王死後、アンリがイングランド王（ヘンリー一世）となり、短靴公とノルマンディを巡って闘争が始まった。ここでも抑制された戦争を見ることが出来る。短靴公はノルマンディに平和を維持できなかったので、アンリは「平和のための戦い」を掲げて、一一〇六年タンシユブレーに戦端を開いた。歩兵は殺されたが、短靴公は捕らえられ、終生名誉ある捕虜となった。甥ギョーム・クリトンは、亡命資金と共に解放された。騎士を容易に動員できたノルマンディ公に対して、王権基盤が不安定なフランス王ルイ六世は、内戦において司教とコミューンに依存していた（キリスト教徒の軍）。一一一五年ボージュの教会会議は、「暴君」とされた騎士を破門し、騎士のベルトの剥奪を

宣告した。同教会会議は、ルイ六世と「キリスト教徒の軍」をこの暴君に差し向けたが、この軍勢は彼の城を幾つか焼討しただけであった。同様に、ルイ六世は、教会会議によって破門され農民から攻撃されていた城主ユーク・ドウ・ピュイゼを捕虜にして、すぐに解放してやった。ルイ六世とロベール短靴公の戦いもまた、激しくもなく、死者も少なかった。要するに、この時代の王侯貴族の戦争は、彼らの間では抑制されており、弱者保護よりも、貴族の権利を守ることを優先したのである。

第五章 騎士のキリスト教化へ？

著者はグレゴリウス改革をも、教皇レオ九世以来突如始まったのではなく、カロリング期の修道院改革や一一世紀初頭の教会会議における聖職売買と聖職者妻帯の指弾が激化したものとして理解している。グレゴリウス改革は、国家と教会の分離を促進する。その結果、国家と教会の分掌領域は、補完的品格を帯び始めた。聖職者は武装解除し、国王、諸侯、騎士が武力による保護職務を引き受けた。この改革中パリのスコラ哲学者は、国家と教会の分離を理論化し、国王聖別式の秘蹟性を否定し、司祭王政の可能性を排除した。それゆえ、本章ではグレゴリウス改革を経た教会が、騎士叙任式をより強くキリスト教化したわけではないことが述べられる。

十字軍の時代に、グレゴリウス主義者は、結婚を第七番目の秘蹟としたが、騎士叙任を八番目の秘蹟にすることはなかった。一〇一一

世紀に教会は、彼らのフォークトや「守護者」のために、武器の祝別という典礼を行っていた。この祝別は、「騎士」の勝利を祈願し、罪の赦免を与えた。J・フロリによれば、この一連の典礼の最終事例がカンブレの典礼であり（それ以後は騎士叙任になるという）、一般に十字軍士のための典礼であるとされてきた。しかし、著者は、この典礼の性格は、迷信を排斥したグレゴリウス教会（ウルバヌス二世は、十字軍士の戦勝を確約せず、死後救済と免罪を保証したにすぎない）とも、武器の祝別とも対立的であるという。カンブレの典礼は、むしろグレゴリウス改革中に続発した局地的紛争のために、各地の教会が迷信を含む変則的な典礼を作った一事例と推測される。確かに、一〇五〇年以降騎士叙任式は発展した。しかし、教会が騎士叙任式を發展させたのではなかった。なぜなら、教会の基本的立場は、暴力と殺人の禁止である。「二つの軍」の世俗軍を聖化すれば両者の区別は失われる。諸侯の統治による治安の改善のおかげで、教会が独自に守護者を雇い、彼らを祝別する必要もない。教会にとって、騎士は一信者にすぎない。教会は、騎士に弱者救済や社会変革を求めたこともない。逆に騎士は、略奪や騎馬試合の痴態により、罪人なのであった。騎士が俗世を去るのは、彼らの聖性のためではなく、彼らが贖罪を必要としているからなのである。

グレゴリウス改革では、物理的戦闘に対して、靈的戦闘の優位が強調され、「二つの軍」の理論も益々注目された。この理論では騎士は、「世俗軍」に属した。西暦千年まで、「世俗軍」所屬者は、「キリストの軍」に移れたが、西暦千年頃から、成人後はその立場を変えないこ

とが望まれた。それゆえ、騎士は修道士になるのではなく贈与によって敬虔を示した。騎士が懇意の修道院に入ることにはある。しかし、騎士は、信仰心のために、「キリストの軍」に入るのではない。有名な騎士が、修道院に入る場合は、実質的に苦役や卑しい労働を免除されていた。それゆえ、修道院は、騎士の隠居所として機能していたにすぎない。

一一世紀に、教会は神の休戦と神の戦争を同時に促進した。神の休戦は、一〇二七年にカタローニャにはじまり、次第に北上して一〇六〇年頃パリ周辺に及んだ。しかし、国王と伯の戦争は、神の休戦の適用除外とされた。ウルバヌス二世は、クレルモン公会議（一〇九五年）で神の休戦と十字軍、つまり神の戦争を提唱した。彼は、キリスト教徒間の暴力の悲惨さを訴え、神の休戦の違反者には追放・巡礼を科した。それゆえ、神の休戦と十字軍は表裏一体の関係にある。フランク人は戦争において自己破壊と他民族の殲滅を控えてきた。また、神の休戦以前の封建的戦争は、全面的無秩序ではなかった。タキトゥスは、蛮族の闘争の中に闘争の抑制を発見できた。しかし、この時代の聖人伝・奇蹟譚は、騎士のフェーデの過激さを強調するだけで、騎士の間にある闘争抑止の方法を発見できなかった。逆に、教会は、十字軍を提唱して異教徒の殺戮を奨励さえした。騎士的戦争と十字軍は相容れない。グレゴリウス改革期の教会が、騎士をよりキリスト教化したわけではないのである。

第六章 宮廷と騎馬試合の時代

一二世紀には古典的意味での騎士文化——遍歴騎士、騎馬試合、宮廷祝祭、宮廷文芸——が開花した。封を獲得するためには武芸だけでなく、諸侯の宮廷での奉仕が必要になった。しかし、騎士文化の開花は、真の開花ではなく、国王・諸侯の権力強化と市民の参入による封建的階級の弱体化が同時に進行していた。一二世紀の騎士は、装備と祝宴の点では、以前よりも進歩した。しかし、彼らはあまり「自由」ではなく、将来への不安を抱えている。著者は、本章で一二世紀を騎士が衰退する時代として描いている。

一二世紀には、圧力集団の一つとして市民が登場した。都市貴族は、まったくの新人ではなく、富者・有力者の縁者であった。近年の歴史学は両者の対立を過小評価している。しかし、著者は、都市カンブレとランを証拠に、騎士と市民の対立を強調する。騎士は、一二世紀の初期には、まだ裕福であり、騎士と市民の地位が交換される事例もあった。²⁶しかし、一二世紀中葉以降、中小貴族は戦争の変質に伴い、貧しくなっていく。一三〇〇年頃には、田園には貴族的平民ばかりが残った。国王・諸侯は、中小貴族の没落を緩和するために、彼らの宮廷祝宴参加と消費を許した。しかし、その宮廷にも騎士に敵対的な人々——家人——がいたのである。結局一二世紀に家人と市民が騎士の敵として現れた。

諸侯は、騎士に気前がよい。もともと諸侯の気前の良さにも、社会経済的背景があった。宮廷（裁判機能がなく、祝宴や儀礼の場として

の）の開催時には、都市は、需品供出と宮廷人の宿泊等の接遇義務を課された。それゆえ、一二〇四年にランペール・ダルドルは、気前の良さを誇るために、苛斂誅求と濫用的裁判を財源としていた諸侯の逸話を創作して、彼らを批判した。諸侯の気前の良さは、市民の犠牲に依存していた。

一二世紀の貴族社会においても、主君と封臣相互の間には、緊張感があった。しかし、一二世紀の年代記には新機軸が見られる。すなわち、年代記作家は、様々な色調を伴ってはいいるが、国王・諸侯を一面的に過酷または寛仁な者として描こうとした。フランス王ルイ六世の伝記は前者に、ジャン・ド・マルムーティエ『ノルマンディ公にしてアンジュー伯ジョフロワ伝』は、後者に数えられる。この伝記は、ジョフロワの正義と慈悲に言及するが、力点は降伏者への慈悲にある。作者は、比較的詳細にジョフロワの騎士叙任式と直後の祝宴・騎馬試合における他の騎士とジョフロワの交流を描いている。²⁷騎士叙任式でジョフロワに対して、キリスト教的な騎士の徳目は求められなかった。史料作者は、彼が降伏者を許す原則をヴェルギリウスの『アエネーイス』に由来させた（ただし、著者は、ジョフロワの慈悲が、マリア崇拜と関連づけられている可能性を指摘する²⁸）。全体として、ジョフロワの慈悲は世俗的で、彼の正義は騎士との連帯感として表されている。結局ヴェルギリウスの慈悲を除けば、彼の騎士に対する態度と戦争の方法は封建的戦争と変わらない。この伝記の執筆時期は、ジョフロワの子イングランド王ヘンリー二世が、実子と妃の反乱に忙殺されていたときであり、彼は硬軟両様の構えで反乱者の分断に成功し

ていた。この伝記作者の意図は、ジョフロワのような騎士に対する慈悲が、優れた治国策であることを教えることであつた。

騎馬試合が初めて開催された（一二二七年）のは、フランドルにおいてであつた。フランドルでは、諸侯が封建的戦争と復讐を抑制することに成功していた。そのため騎士は、戦場における攻撃、それゆえ名声と財産の機会を失い、不満を募らせていた。騎馬試合は、こうした騎士の不満を解消させることが目的であつた。というのは騎馬試合では、捕虜に身代金を請求できたからだ。それゆえ、エノー伯ボードワン五世とフランドルのシャルル善良伯は、騎馬試合を奨励した。しかし、教会はそれには否定的であつた。著者は、一二世紀の騎馬試合の実態に言及しているが、先行研究の邦訳があるので、この点については多言を要さない。ただし、歩兵の参加と無傷でより多くの利得を得た者が称賛されたことは強調しておかねばならない。

このように成立当初の騎馬試合は、「古典的騎士」から想像されるイメージとは異なつていた。では、一二世紀フランスにおいて、最も名声を得ていた騎士はどのような人物であつたのか。^⑩著者は、そうした人物として、ウィリアム・マーシャル（一二四六―一二一九年）を取り上げる。彼は、イングランド貴族の子であつたが、相続可能な財産を持たなかつたので、生計のために遍歴を始めた。彼は、戦場で多数の馬を鹵獲して頭角を現した。そして、彼は、フランス王ルイ七世と離婚したアリエノール・ダキテーヌの逃避行を助けたことで、一一七〇年にイングランド王ヘンリ二世の子であるヘンリ若王の指南役に抜擢された。騎馬試合における幾多の勝利と手加減、相手の身分

を考慮した臨機応変な態度、そして、彼と若王の間の理想的な主従関係^⑪は、彼の名声を高めた。ヘンリ二世の仲介により、彼は、四五歳で富裕な貴族の寡婦と結婚し、所領を獲得し、四代のイングランド王のもとで頭職を歴任した。このように、ウィリアムの人物と経歴は、騎士の理想にかなつていように見える。しかし、彼は、私的怨恨によつて捕虜の待遇を変え、強い復讐心を示し、「風紀警察」を口実に辻強盗に手を染めてもいる。その上、若王の妃との不義の嫌疑で、彼と若王の關係は、一時悪化してもいる。最も名声を誇つたウィリアム・マーシャルさえも古典的な騎士の理想像を体現していたわけではなかつた。

北仏では、騎馬試合が、貴族の社交の場であり、騎士の収入源かつ仕官の場でもあつた。ウィリアムが救つたアリエノールが、南仏の文化を北仏にもたらした。しかし、アキテーヌの貴族文化は、北仏とは異なつていた。確かに、宮廷、商人の発展、騎士叙任式はあるものの、騎馬試合も女性の地位の上昇も見られない。騎兵任務に不適な地形、外部諸勢力の走狗にすぎない小直臣領の割拠、傭兵の活躍のために、アキテーヌでは騎馬試合は行われなかつた。アキテーヌの貴族文化は、それゆえ気前の良さの誇示と宮廷的娯楽が中心であつた。巨費を投じた祝宴において、有力領主の異様な気前の良さが示され、騎士的な余興が行われた。この祝宴が、北仏における騎馬試合の役割を果たしていた。富の誇示は、近隣諸侯を牽制する意味もあつたし、市民の経済と儉約への侮辱でもあつた。アキテーヌにおいても、武勇は称賛されたが、アキテーヌの貴族は全体としてはあまり好戦的ではなかつた。

アキテーヌは、吟遊詩人の故郷であり、アキテーヌ公ギョーム九世は、最初の吟遊詩人であった。彼の詩は、一一編が伝存しており、そのうち七編は女性を扱っている。彼は、「ギョーム婦人征服公」と渾名された。それゆえ、彼の宮廷における女性と騎士の交流、爛熟した宮廷文化が想起されるかもしれない。しかし、著者は、この詩は、彼の実生活とも宮廷の雰囲気とも関わりがないという。重要なことは、戦争への情熱を歌った吟遊詩人がいるということである。例えば、ベルトラン・ド・ボルンは、「正々堂々とした小規模な戦争」において、武装した騎士を見ることは喜びであり、無傷の敗北者は無価値であると断言する（しかし、彼も、実戦ではあまり流血していない）。なぜギョーム九世は、女性について歌うのか。騎士の関心は、豊かな所領を持った女相続人に向けられた。しかし、彼女らは、守るべき弱者ではなく、相続財産という切り札を持って騎士の前に対等の交渉相手として現れてくる。北仏の騎馬試合にも騎士叙任式にも女性がいなかったように、南仏の宮廷にも女性はいなかった。男社会である宮廷において、彼らの符帳で、女性への愛という形で、騎士のあり方が語られたのである。それゆえ、南仏の騎士文化は、好戦性を示さないが、決して宮廷の雅の源泉にはなっていないのである。

この時代において、教会と騎士の関係はどうであったのか。確かに吟遊詩人は、世俗的な方法で愛と戦争を歌ったが、彼らは騎士を神と教会から離反させたわけではない。他方で教会人も、騎士に比較的好意を示している。一二世紀後半の年代記作者ジョフロワ・ド・ヴィジヨワは、騎士の悪行を批判しながらも、彼らはキリストのために死ぬ

場合もあり、漸次彼らの道徳を改善すべきだと考えたし、騎士による十分の一税の搾取も黙認した。また、第三回ラテラノ公会議は、対傭兵十字軍を提唱したが、対騎士十字軍などはない。同様に公会議は、騎馬試合を禁ずるが、十字軍参加によって免責している。この時代の聖母マリアの奇蹟譚は、騎士に好意を示していることから、教会は、騎士を尊重しつつも教訓話を通じて教化しようとしていた。確かに、パリで学んだ高位聖職者は騎士を非難する。しかし、彼らの非難は、ほぼ全ての人々に向けられており、騎士だけが敵視されたのではない。教会は、禁令を無視したウイリアム・マーシャルの臨終に際して、改心と引き替えに彼を赦している。結局、騎士と教会の関係は、緊張とその解消を繰り返しているにすぎない。

第七章 一二世紀の虚構

前述のように、一二世紀フランスの宮廷と騎馬試合は、「古典的騎士」のイメージとは異なるものであった。著者は、本章前半で武勲詩と小説から古典的騎士を検出しようとする。

古い研究は、武勲詩にカロリング期以来の伝統を見てきたが、近年の研究は一一〇〇年頃に古い伝説を基に十字軍の熱気の中で、武勲詩が成立したと見ている。しかし、著者はこの主張を疑う。なぜなら、第一回十字軍からして十字軍士の思惑は雑多であり、武勲詩の英雄は、聖職者に無礼をはたらき、農民を軽蔑し、十字軍士としての連帯性を示さない。その上、武勲詩は異教徒を一貫して憎むわけではな

く、異教徒と協力して暴君を誅する主人公すらいる。武勲詩の共通点、すなわち、暴君や暗君、没個性的な主人公、主人公の弁護、無限に連鎖しうる物語の展開は、聴衆自身が関わっていることを推測させる。しかし、前述のように、一〇世紀の戦争においては、裏切、逃亡、捕虜、交渉が目立ち、ロランのような戦死は避けられていた。では、武勲詩と古典的騎士との関連はいかなるものであろうか。

著者は、『ロランの歌』『ギョームの歌』『ラウル・ド・カンブレ』『ジラル・ド・ルシヨン』『ガラン・ル・ロラン』を順次精査していく。著者は、各武勲詩に対して、従来の研究が看過していた知見を提示した上で、武勲詩の一般的傾向を透察した。すなわち、騎士叙任とキリスト教は結合していない。騎士は、聖職者を尊ばない。国王は、封臣の特権を尊重する。国王は、『ロラン』以外では、暴君・暗君であり、封臣から封・婚約者・自由 (*franchises*) を奪う者である。それゆえ、武勲詩において国王と封臣の関係は、理想化されていない。また、武勲詩の戦争観は曖昧であり、常に厭戦・好戦両義的である。それゆえ、著者は一二世紀の武勲詩の発展に新しい騎士の登場を見ることを拒否する。むしろ、武勲詩とは古い騎士階級 (*classe*) の抗議の声であり、騎士の力、彼らの犠牲的行為、彼らの重要性を国王・諸侯に訴える手段なのである。結局武勲詩にも、愛と優美の騎士は見えない。

著者は、愛と優美の騎士を求めて、『宮廷愛』を分析する。一九世紀の研究は、この習慣にキリスト教が関与したとするが、著者は、この説を否定する。教会は、武勲詩を黙認してきた。しかし、宮廷愛

は、姦通であり、教会がそれを促進するはずはない。実際、中世においては『ランスロ』も『トリスタン』も頻繁に禁書にされた。著者は、宮廷愛の嚆矢をジェフリー・オブ・マンムス『ブリテン列王史』(一一三八年)に見ている。もともと「宮廷愛」は、全くの虚構なのではなく、その社会経済的背景もある。女性の地位は低くはなく、『ゲルマーニア』や『ニヤールのサガ』のように復讐社会においては、女性性は夫や息子に復讐を促しており、「下から」男性を操縦している。一一・一二世紀においては女系的 (*cognatique*) で直線的相続慣行の普及により、領主が男嗣子を欠けば、娘による封の相続も行われた。また、十字軍等の領主不在中は、彼の妻が城を守備し、封臣に下知した。こうした場合には、他の領主や不満を持った親族に対して、諸侯、夫、封臣が、彼女を守らねばならなかった。著者は、彼らが史実の「奉仕する騎士」(*chevalier servant*)であり、貴婦人奉仕の原形であるとすると、さらに、教会に敵対的な宮廷愛は、同時代の騎士の結婚の実態から説明される。一二世紀に国王・諸侯権力は、再三相続人・女相続人の結婚に介入した。また、非相続人である騎士の結婚は困難であった。その上、結婚は、社会的上昇の手段にすぎないこともあった。要するに、騎士に結婚の自由はない。結局宮廷愛とは騎士を上位者に奉仕させるイデオロギーにすぎないが、その内容は騎士の不満に対応している。献身的騎士を求めたのは、諸侯であって貴婦人ではない。それゆえ、「宮廷愛」とは発明品であり、現実ではない。

では、宮廷愛や優美な宮廷は、何に由来するのか。著者は『ブリテン列王史』におけるアーサー王についての記述にその根源を求めている。

る。確かに、アーサー王の宮廷では、女性騎士の好意を受け入れるし、騎馬試合風の試合では、女性用観覧席もある。しかし、『列王史』の記述の大半は尚武的な内容で、女性や遊戯に没頭する騎士は非難されてもいる。実際、この書物はアーサー王の戦死で終わる。一一五五年ワースは『列王史』を脚色して仏語で『ブリュ物語』を書いた。ここでは、宮廷の雅、好色な騎士、アーサー王の気前の良さ、対スコットランド十字軍が描かれるが、アーサー王の死は省かれている。ワースは、女性を賭けて騎馬試合や宮廷遊戯に興じる騎士を描き、円卓（騎士の平等を象徴）も発明する。そればかりか彼は、平和と恋人への愛それ自身が騎士の功績なのだとまで書いている。ここに想像世界の騎士は、領主制と好戦性から解放され、一一七五〜八五年にクレチアン・ド・トロワの著作が古典的騎士像を確立するに至った。

ここまで、キリスト教的な騎士叙任式と規律正しい騎士の姿を発見できなかった。著者は、本章後半で、それをソールズベリーのジョン『ポリクラティクス』に探り当てる。ジョンは、騎士叙任式と騎士の義務（教会守護、司祭尊敬、不正排除、寡婦と孤児の保護）に言及している。比較的古い研究は、そこに騎士道の頂点を見た。⁽³⁾しかし、著者は『ポリクラティクス』を、誕生しつつある近代国家による騎士への攻撃と見なし、騎士の終焉であると主張する。

ジョンは、『ポリクラティクス』において有機体的国家論を展開し、そこで頭を国王・諸侯になぞらえ、後期ローマ帝国風に両腕を「二つの軍」に割り当てた。しかし、彼は貴族をどこにも位置づけなかった。彼が描いた軍人は、様々な身分から採用され、裁判に関与せず、

国家の命令の執行者でしかない。彼は、ローマの軍人の規律と自己犠牲性を激賞する。そして、彼は、激戦を避ける同時代の騎士とテンプル騎士団の脆弱を嘆き、ロランの規律違反を批判する。ローマ軍の規律と自己犠牲、精強を範として、騎士は「軍隊」に再編されるべきなのである。『ポリクラティクス』は、百年戦争中にシャルル五世の命により仏語訳される。この際、円卓的な騎士から、国家への隷属と規模（grandeur）を誇る軍隊への転換が生じた。しかし、既に一二世紀の聖職者の思想は騎士に禁欲と峻厳を求め始め、享乐的で温厚な騎士に対立的な発展が始まっていたのである。

一二世紀にも、身分的多様性、隷属、激戦を体現する者——傭兵——は存在した。しかし、ジョンは、傭兵軍や一般召集を求めるほど急進的ではない。彼は、軍人の身分的多様性より、軍人の教会・国家への服従を重視している。これには盗賊騎士による被害も背後にあった。それゆえ、彼は軍人が神と諸侯に宣誓し、諸侯の命令を執行すること求めた。ここでは国家と神が同一視されている。その結果、軍人は国家のために死なねばならず、逃亡や談合は許されない。封建的戦争において、敗北は恥辱ではなかった。しかし、彼は、敗北した軍人を処分する必要を説く。このように国家と神の同一視が行われると、神と教会が軽視される恐れがある。既述のように、騎士叙任式におけるキリスト教的要素は副次的なものでなかった。彼は、騎士叙任式を、誰かが武器を授与するのではなく、騎士候補者自身が祭壇から剣を取る形に変えた。これは神と教会に対する服従を意味した。結局ジョンが、カロリング期の「職分」を復活させ、これにローマ軍の規律

を与え、神と教会への服従を祭壇の剣によって象徴させたのである。

規律の導入は、騎士が持つ「貴族的自由」(*liberté aristocratique*)の基盤を動揺させる。一二世紀に騎士は「古典的態度」を身につけ、散文ランスロは「騎士の掟」を提示する。しかし、著者によれば、古ゲルマン以来の名誉以外の規則を騎士に適用すること自体が、貴族的自由への挑戦であり、騎士の本質に矛盾している。それゆえ、著者はソールズベリのジョンをもつて、騎士の終焉であるという。一二〇〇年頃、神への服従を銘記させるために騎士叙任の典礼は益々肥大化する。この時から、ロラン、ランスロ、ローマ的規律という矛盾する要素が「騎士」の名の下に共存させられるのである。

結 論

西暦百年頃のゲルマニアとフランク人には、ある種の貴族階層(*aristocratie*)が存在する。著者は、この階層と文化人類学が言う「古典風な」復讐の制限と社会規範を結びつけて、ゲルマニア以来手心を加えあう貴族的戦士(*gallies nobles*)を見ている。このゲルマン人の「自由」(*liberté*)こそが、「騎士」(*chevalerie*)の起源である。彼らは、農民を軽蔑し、英雄的理想に従って生活し、下達ではなく協議を求めた。メロヴィング期にも彼らの名誉文化は残存した。カロリング期には、封臣は既に「騎士」の倫理を持つが、上長への従属も強調される。また、フランク時代の内戦を通して、「騎士」の社交性、相互作用の規範、決闘、名誉刑による赦し、敵との協定を見ることがで

きる。

西暦千年の断絶は、誇張されている。九〇〇〜一三〇〇年は、封建的相互作用の時代であり、城塞は戦争を抑制し、戦争の抑制が、社交性とスペクタクルをもたらした。暴力は、城主間では抑制され、むしろ諸侯間に残存した。「古典的騎士」は、諸侯主導による諸国(*seigns*)間の騎士の騎馬試合、スペクタクル、礼儀によって生じた。騎士叙任式は、教会と無関係に、諸侯の支配強化の道具として利用されている。古い研究は、教会と騎士の関係を強調するが、十字軍と騎士的戦争の親和性は小さい。一〇世紀以来の武器の祝別という典礼は、封建的騎士叙任とも宮廷風礼節とも無関係である。

一二世紀に騎士の競争者(市民と家人)が現れて、騎士は貧しくなる。騎士は、諸侯の気前の良さに期待する。新たな文化拠点となった諸侯の宮廷では、宮廷愛と空想的な騎士物語が作られる。騎士、つまり貴族勢力は、その権勢の喪失と引き替えに、施しと特権を与えられる。「騎馬試合と祝宴、独自の文芸をもつ古典的騎士は、初期中世の『前騎士』(*prechevalerie*)以上に、およそ虚構であり謀略である。これは、騎士階級が不平等である現実を隠蔽する目くらましであり、あるいは、騎士を国家に奉仕する厳密な意味での『軍人』にするための密かな(ソールズベリのジョン以来の)努力なのである」。

*

本書は、一二世紀までの戦士的エリート、民族的・人種的ではなく、社会学的意味での連続を示そうとしている。著者によれば、騎士の本質は、ゲルマニアにおけるエリート戦士の「自由」であり、後期

ローマ帝国にも教会的理論や運動にも端を発するものではない。本書の背景にある著者の所説（西暦千年の断絶の否定）の評価は分かれており、それは学界の共通見解とまでは言えない。それゆえ、本書全体の結論は、広く吟味され、批判されねばならない。しかし、我々は、本書の意義を、少なくとも以下の点に見ることができる。①古典的騎士に含まれる多様で矛盾した要素の根源を突き止め、いつそれが騎士に合流したのかを示したこと。②騎士の戦争を「社交性」の概念で把握することを試みたこと。③騎士を世俗的現象として理解していること。このように、本書は騎士と貴族の研究史の一つの里程碑である。初期中世において、「貴族」の輪郭は、不明確である。しかし、本書によれば、戦争で互いに手心を加えあう人々が常に存在し続けたことになる。

しかし、本書には次のような問題点も見られる。①「ゲルマン性」「自由」という概念の問題。②古代の著作家の作品の素朴実証主義的な使用。③俗人著作家が希少なカロリング期の史料状況とフランク人の「平和主義」の関係。④騎士に対する教会の影響の評価の問題。⑤「騎士」「エリート戦士」「貴族」「有力者」「貴族的戦士」は、一貫して同種の人々なのか。⑥戦争における死者数・被害の過小評価の可能性。これらは、いずれも論点になると思われる。

本書は、狭義の騎士研究以外にも有益である。我が国では、G・アルトホフが刺激した西欧中世における紛争解決の研究が盛況である^(註)。彼は、西欧中世の支配担当者間にあった法ではないが、遵守されるべき規範を「ルール」(Spielregeln)と呼んでいる。本書は、ゲルマン

時代以来一二世紀までの戦士的エリートの間の紛争の解決と激化防止に関する書でもある。さらに、女性史についても提言されている。すなわち、西暦千年頃と比べて一二世紀に女性の地位は上昇しないが、法とは別の次元で、ゲルマン時代以来男性の背後で、戦闘と復讐を促し、男性を操っていたのは女性ではないのか。その他にも、吟遊詩人の詩と武勲詩の社会的機能の点でも著者は独創性を示している。本書は、研究書としては不親切なところもあるが、密度の濃い著作であり、広範な情報と多岐にわたる論点を提供してくれる。妄評へのご海容を願って筆を置くとしたい。

注

- (1) 下野義郎『西欧中世社会成立期の研究』（創文社、一九九二年）、一〇〇～一四頁参照。古典学説については、M・ブロック『封建社会』堀米庸三監訳（岩波書店、一九九五年）、三五～四四頁参照。
- (2) 服部良久『ドイツ中世貴族研究の一課題—貴族家門・権力構造・国制—』『史学雑誌』一〇二巻二号、一九九三年、七八～九九頁、下野義郎前掲書、一一四～三九頁参照。
- (3) J. L. Nelson, "Ninth-Century Knighthood: The Evidence of Nihard", *The Frankish World 750-900*, London/Rio Grande 1996; K. Leyser, "Early Medieval Canon Law and the Beginning of Knighthood" (ed.) L. Fenske/W. Rösener/T. Zotz, *Institutionen, Kultur und Gesellschaft im Mittelalter*, Sigmaringen 1984, pp. 549-566; E. J. Goldberg, "More Devoted to the Equipment of Battle than the Splendor of Banquets: Frontier Kingship, Martial Ritual and Early Knighthood at the Court of Louis the German" *Vivator* 30 (1999), pp. 41-78.
- (4) K. F. Werner, "Du nouveau sur un vieux thème. Les origines de la

- 《noblesse》et de la《chevalerie》”, *Comptes rendus* 1985, *l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, Paris 1985, pp. 186-200; id., *Naissance de la noblesse: L'essor des élites politiques en Europe*, Paris 1998.
- (5) 拙稿「カロリング期の『貴族』イデオロギーに関する一考察—アルクインの書簡を中心に—」『西洋史論集』九号、二〇〇六年、同「ニタルト『ルイ敬帝の子息たちの歴史』と『貴族』—カロリング期の『貴族』イデオロギーに関する一考察—」『西洋史論集』一〇号、二〇〇七年、一八〜四三頁。
- (6) パリ第四大学フランス中世政治史・社会史教授、高等研究院研究部長 (*directeur d'études*)、六〜十三世紀フランスの歴史学と人類学を専門とする。二〇〇七年一〇月一九日現在、本書以外に編著書九冊、論文等六五編がある。主要著作として *La Société dans le comté de Ven dome, de l'an mil au XIV^e siècle*; Paris 1997, *L'an mil et la paix de Dieu*, Paris 1999 がある (典拠、パリ第四大学公式ウェブサイト)。尚、氏の研究の書評としては、鈴木道也「D. Barthélémy, *Les deux âges de la seigneurie bandée: pouvoir et société dans la terre des sires de Coucy (milieu XI^e-milieu XIII^e siècle)*」『西洋史研究』二〇〇号 (一九九一年)、一〇〇〜九頁がある。
- (7) 森本芳樹『西欧中世経済形成の諸問題』(木鐸社、一九七八年)、一〇〇〜三、一一二〜四〇頁。江川温「貴族・家人・騎士」同・服部良久編『西欧中世史(中)』(シネルヴァ書房、一九九五年)。
- (8) J. M. ファン・ウインター『騎士 その理想と現実』佐藤牧夫・渡辺治雄訳(東京書籍、一九八二年)、M. オソフスカ『騎士道の歴史』宮島直機訳(中央大学生生活協同組合出版局、一九八二年)、Ph. デュ・ピュイ・ド・克蘭シャン『騎士道』川村克己・新倉俊一訳(白水社、一九六三年)、G. オーデン著、P. ペインズ挿画『西洋騎士道事典』堀越孝一監訳、関哲行他訳(原書房、一九九一年)、J. ブムケ『中世の騎士文化』平尾浩三他訳(白水社、一九九五年)、J. フロリ『中世フランスの騎士』新倉俊一訳(白水社、一九九八年)、S. ペインター『フランス騎士道 中世フランスにおける騎士道理念の慣行』氏家哲夫訳(松柏社、二〇〇一年)。
- (9) D. Barthélémy, *La chevalerie...*, pp. 17-8.
- (10) タキトウス『ゲルマニア』泉井久之助訳(岩波書店、一九七九年)、一〇〇〜一、一〇六頁参照。
- (11) D. Barthélémy, *La chevalerie...*, p. 54.
- (12) *Ibid.*, p. 64.
- (13) 森義信『西欧中世軍制史論』(原書房、一九八八年)、六三〜九二頁参照。
- (14) Barthélémy, *op. cit.*, p. 78.
- (15) *Ibid.*, p. 82, “Tout cela, surtout, limite l'exaltation du libre arbitre «chevaleresque».”
- (16) 「アウグストゥスたる最もキリスト教的皇帝ルイ陛下に敬意を表す」Ernold le Noir, “In honorem Hludowici christianissimi caesaris augusti”, *Poème sur Louis le Pieux et épîtres au roi Pépin*, ed. by E. Faral, Paris 1932.
- (17) Barthélémy, *op. cit.*, p. 93.
- (18) K. F. ヴェルナーは *cingulum militiae* がディオクレティアヌス帝以来連綿として用いられていると主張している。註4の文献参照。
- (19) シャルル禿頭王は、デーン人の首領ラグナル (Ragnar) と協力関係を結んだ(八四〇年)。しかし、程なく両者の協力関係は断絶する。五年後同名のデーン人らが、パリを襲った。J. L. ネルソンは、この二人は同一人物で、禿頭王との関係修復を希望していたと解釈している。J. L. Nelson, *Charles the Bald*, London/New York 1992, pp. 151-3. Barthélémy, *op. cit.*, pp. 107-8.
- (20) Barthélémy, *op. cit.*, p. 116. 史料は *ch. Dehaishes* (ed.), *Annales*

de Saint-Basst, *Annales de Saint-Berlin et de Annales Saint-Vaast*, Paris 1871, p. 351.

- (21) 平和違反者に対して、一五歳以上の者の従軍が義務づけられた。神の平和の軍勢は領主の城を攻撃し、領主の家族と農民を虐殺した(一〇二八年)。

- (22) 前述のブルジュ大司教エモン提唱の神の平和の軍勢は、余勢を駆って隣接領主ウッド・ド・デオルと戦った。彼は、騎士が不足していたので、都市の歩兵を動員して神の平和の軍勢を壊滅させた。

- (23) 一〇七〇年頃のトゥーレーヌのイル城を巡る事件がある。騎士ユグは、イル城を世襲的に所有しており、臨終の際に彼の息子で幼児のブシャールにこれを遺した。しかし、伯が、これを接收しようとする、ブシャールの伯父エメリが相続を主張した。伯は、ブシャールの相続廃除を認めず、エメリに一五年間代理人として城を所有させた。一〇年後エメリは、兄弟ジョフロワにこの城を委ねた。そのため、ブシャールとジョフロワの間で闘争が生じた。伯は、宮廷で多数の騎士が見守る中、ブシャールに武器を授与し(騎士叙任)、正式に相続人として認めた。教会も女性も、この儀礼に関与していない。伯の正当性保証によって、ブシャールは伯父との闘争に勝利した。

- (24) 著者は、覆面の鎧の発達が発達させたという説を否定している。カロリング期に軍旗が発達したが、それは旗手だけを目立たせた。一一世紀に個人の武勲を誇示するために、紋章が発達した。その証拠に「バイユーのタピスリー」(一〇八〇年代に成立)には紋章の構成要素「原色円」が描かれている。

- (25) ギヨーム赤毛王とラ・フレシエの城主エリとの争いでは、後者は十字軍参加を中止して、赤毛王との闘争に専念したので、武器・馬に十字架の印を加えて戦った。一〇九八年に彼は、赤毛王の手勢に捕らえられるが、歓迎された。翌年両者は再戦したが、赤毛王は日曜日の休戦を守り、エリは、このとき城を補修・強化できた。また

ルイ六世の伝記作者シュジェは、彼が世俗的な騎士の性格が強かったことを伝えている。ノルマン人のフランス侵入(一〇九八年)では、馬の殺傷によって迎撃された。フランスとノルマンディの戦いでは、財政難のフランス王麾下の騎士は、身代金支払い能力があるノルマン人騎士を捕虜にすることが目標であった。

- (26) Barthélemy, *op. cit.*, p. 296 および D. Barthélemy, *La Société dans le comté de Vendôme...*, pp. 749-69.

- (27) 森洋編訳『サン・ドニ修道院長シュジェールルイ六世伝、ルイ七世伝、定め書、献堂記、統治記』(中央公論美術出版社、二〇〇二年)。

- (28) この伝記の騎士叙任の言及は、重要である。この儀式では、聖職者の関与は確定できず、史料上初出する叙任前の「沐浴」は、「洗礼」との類縁性がなく、宝物庫の名剣が授与され、教会会議が禁止した騎馬試合が実施された。この騎士叙任式にはキリスト教的要求はなく、国家への奉仕も求められず、騎士が武勇と気前の良さを示し、相互に交流するだけである。Barthélemy, *La chevalerie...*, pp. 317-9.

- (29) 著者は、女性の地位はローマ法の継受以後低下しており、聖母マリア崇拜と宮廷的貴婦人崇拜は結びつかないとする。むしろ、諸侯権力とマリアの力に平行性が示唆されている (Barthélemy, *op. cit.*, pp. 323-4)。

- (30) この点に関して、J・ブムケ前掲書が詳述している。M・ブロック前掲書、三七七〜八頁も参照。

- (31) ヘンリ若王は、一介の遍歴騎士でしかないウィリアムによって騎士叙任されることを懇願した。ウィリアムは、若王の死に際して、彼の借金を一部返済し、彼が参加することを誓約していた十字軍に、彼の代わりに参加した。

- (32) 有力諸侯が、現金を騎士に与える場合もあれば、スペクタクルを演出する場合もある。ベルトラン・ランボーは、金貨三万スーを

- 「種」と称してばらまき、騎士がそれを拾った。また、リモージュ副伯は、競争者アキテーヌ公を前にして、高価な胡椒を山積みし、同公の食事に供した *Barthélemy, op. cit., p. 356.*
- (33) S. ペインター前掲書、原著初版は一九四〇年。
- (34) *Barthélemy, op. cit., p. 481.*
- (35) 服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決―儀礼・コミュニケーション・国制―」『史学雑誌』一一三卷三号（二〇〇四年）、三三〇―五二頁、同編訳『紛争のなかのヨーロッパ中世』（京都大学学術出版会、二〇〇六年）等がある。
- (36) *Barthélemy, La chevalerie..* は、研究の総合であるので、是非もないが、各章について書き下ろしか否かが不明であり、参考文献は選択的であり、往々にして研究史は古典的学説しか取り上げていない。